

Title	大阪事件の裁判と見島惟謙
Sub Title	Trial of the Osaka affair (1865) and Korekata Kojima
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1972
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology ). Vol.45, No.2 (1972. 2) ,p.9- 27
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	峯村光郎教授 退職記念論文集
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19720215-0009">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19720215-0009</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 大阪事件の裁判と児島惟謙

手塚 豊

- 一 はしがき
- 二 爆発物取締罰則と大阪事件
- 三 大阪重罪裁判所判決と児島惟謙
- 四 むすび

## 一 はしがき

明治十八年五月、大井憲太郎、小林樟雄、新井章吾、磯山清兵衛等、自由党の有志が、朝鮮の完全なる独立を期し、親日派の独立党をたすけ、清国の後援をうけている事大党の政府要人を仆す陰謀を企て、多くの同志をあつめるとともに資金を準備し、爆弾の材料、武器を調達、一部先遣隊は長崎に集結、渡鮮の機会をまつ裡、同年十一月、事が露頭し、長崎、大阪その他各地で百数十名の同志が逮捕された事件を、世に大阪事件という。<sup>(1)(2)</sup>この事件の第一審裁判は、大阪控訴院で開かれた大阪臨時重罪裁判所で行われたが、時の大阪控訴院長は、児島惟謙であつた。<sup>(3)</sup>

大正十五年に「護法の神児島惟謙」を書かれた沼波瓊音氏は、同書の中で、大阪事件の第一審裁判と児島院長との関係について、次のように説明しておられる。

馬城(大井憲太郎——手塚註)の如きは仏蘭西革命の革命党を崇敬するもので、彼にはマラーの如き狂暴の血脈が通つて居た。此等の自由の子が、藩閥の力によりて日本を劃一的統制に導かんとする宣伝政治家の眼に悪魔の如く映じた事は元より論がない。故に政府では折らば此等の志士を捕へて平和の祭壇に犠牲となさん事を欲して居たのであるが、時なる哉、朝鮮に対する彼等の陰謀は暴露した。而して此陰謀に使用せんとしたる爆弾用の薬品、器具まで警察の発見する処となつた。此に於てか第一次の伊藤内閣は新に爆発物取締規則なるものを作つて、苟も其物体が爆発物であるかぎり、窃かに之を製造し使用せんとする者は死刑に処するの刑罰を發布した。此規則は無論後年改正せられたが、然し此規則を發布した所以の真意は大井新井の徒を死刑に処し、且つ永久、日本に爆弾の危険なからしめむとしたのである。只此に注意すべき点は、大井等の犯行は、此規則發布以前のものにかゝると言ふ一事である。法に遡及力なし、此原則はポアソナード立法以前から、苟も成文法の制定せらるゝ限り、法其者の規範力が強制的である自然性から流れ出づる先天的約束で、旧々刑法は此原則を殊更に明文に記載してあつた位である。今や伊藤内閣は大井等を憎むの余り、新に規則を制定したのであるが、此遡及力には氣附かなかつた。否、裁判官は新政府の威力に畏憚して、当然、大井等を死刑に処す可しと考へたのである。果然、大阪輕罪裁判所検事の意見は政府の期待した通りであつたが、重罪裁判所に移管さるゝに及びて其所轄に属する重罪裁判所に於て惟謙は頑として法に遡及力なしの原則を固持した。而して新に制定された規則は適用せられず、其以前の爆発物取締規則及び罪人陰謀罪によりて所罰せらるゝ事となり、不時の立法によりて、不時に国民に新なる迫害を加ふる能はざる実例は此に確立した。是れ惟謙が大阪控訴院長として、大阪の法権を統率しつゝ、衆に先んじて此原則を法官に徹底せしめたからで、之が為めに官僚の憎悪を受けたが、法の擁護は之に由りて全うせられたのである。

また、別の個所では次のようにも述べておられる。

大井等就縛の報は伊藤内閣に取りては勿怪の幸であるとなした。……斯くして爆発物取締罰則の急造となり、未遂と既遂とを問はずに死刑に処すべき法規を造つたのであるが、如何せん、其は大井等犯行ありし後の立法であるから、其が当然、不遡及性によりて適用外にあるのは当然の事である。本件は大阪輕罪裁判所で取調を受け、輕罪裁判所検事は所規適用を以て之を論じたが、裁判所は之れ無罪に

して本裁判所の取扱ふ限にあらざるとして大阪重罪裁判所に移管した。同裁判所は新罰則を適用する事なしに、同規定に由る爆発物の取締規則と隠匿罪とによりて判決したが、其は無論惟謙の法律不遑及原則擁護の力であつた。<sup>(5)</sup>

この説明には、残念ながら多くの誤りがあるが、その指摘は後述にゆずるとして、この沼波説の論旨をまとめていえば、「自由党に対する弾圧をねらつていた伊藤内閣は、大阪事件を契機に爆発物取締罰則を重く改正し、大阪事件にそれを適用しようとしたが、児島院長は法律不遑及の原則を楯にして、そうした政府の不合理な介入を排除した」と、要約することができるであろう。この論旨は、戦前戦後の児島惟謙または大阪事件関係の著書、論文に非常に大きな影響をもたらしている。

まず、昭和十四年に「児島惟謙伝」を書かれた原田光三郎氏は、同書において沼波説をほとんどそのまま継受され、同書の増補版である「護法の巨人児島惟謙と其時代」<sup>(7)</sup>、また戦後に出版された決定版「児島惟謙伝」<sup>(8)</sup>においても、その説明は全く変つていない。同書増補版発行の折、法政大学新聞に紹介の一文を書かれた細川亀市教授も、沼波説をそのまま墨守されている。<sup>(9)</sup> 昭和十四年に出版され、戦前における大津事件研究の決定版ともいべき安齋保判事の「大津事件に就て」の中には、松山地方裁判所検事正山口竜作氏の「児島惟謙功績等ニ関スル調査書」が引用されているが、そこにみられる児島の大阪事件に対する「功績」は、沼波説をそのまま述べたものである。<sup>(10)</sup> 改造文庫として覆刻出版された大阪事件関係者福田英子の「妾の半生涯」に附された住谷悦治氏の解題も、また同様である。<sup>(11)</sup>

最近においても、田畑忍博士は「明治的裁判官の法思想——児島惟謙の場合——」<sup>(12)</sup>において、沼波説をそのまま受けつがれ、また人物叢書「児島惟謙」においても「大阪事件は、児島惟謙が不当の行政権力に迎合せず、これに反撥して『法律不遑及の原則』を携げてこれを貫き……内閣の権力的暴挙を一蹴した事件として特筆に価するもの」<sup>(13)</sup>としておられる。「日本政治裁判史録」に大津事件を執筆された田中時彦氏も、原田氏の児島伝により、大阪事件に際し、児島は「大阪控訴院長として、法律不遑及の原則を固守し、伊藤内閣が意図する『爆発物取締罰則』の新法適用を認めなかつた」と説かれている。<sup>(14)</sup>

らに、岩波文庫版の福田英子「妾の半生涯」に附された絲屋寿雄氏の解題<sup>(15)</sup>、緒方真澄氏の「児島惟謙の法思想と司法権の独立——大津事件を中心として」<sup>(16)</sup>なども、大阪事件における児島の役割については、いずれも沼波説(原田説)をそのままうけついでおられる。

このような状況からみると、前述の沼波説は、大阪事件と児島惟謙との関係について一種の「通説」となつていてと考えてよからう。本稿は、そうした「通説」の誤りを指摘し、大阪事件裁判に対する児島の行動を、全く別の角度から評価、考察することを目的とする。資料の蒐集はまだ不十分の一試論に過ぎないが、大方の御叱正が得られれば幸である。

(1) 大阪事件に関する文献には、関戸覚蔵「東陞民権史」・明治三十六年・四一八頁以下、斎藤熊蔵「日本政党発達史」・大正六年・一三二頁以下、本多定喜「小久保城南」・昭和四年・二七頁以下、石川諒一、玉水常治「自由党大阪事件」・昭和八年・三三頁以下、「東亜先覚志士紀伝」上巻・昭和八年・九二頁以下。玉水常治「自由か死か」・昭和十一年・三頁以下、「大阪弁護士史稿」下巻・昭和十二年・一一七〇頁以下。福田英子「妾の半生涯」(改造文庫版・昭和十二年・一八五頁以下、岩波文庫本・昭和三十三年・一〇六頁以下、平野義太郎「馬城大井憲太郎伝」・昭和十三年・八三頁以下、鈴木清節「三河憲政史料」・昭和十六年・一五〇頁以下、「自由党史」下巻(岩波文庫版)・昭和三十三年・一二四頁以下、小泉輝三朗「明治の犯科帳」・昭和四二年・一〇八頁以下、色川大吉「村野常右エ門伝」・昭和四十四年・四九頁以下、「大阪府警察史」第一巻・昭和四五年・四三〇頁以下などがある。大阪事件の裁判のみを主たる研究対象にしたものに、大島美津子「大阪事件—民権派の「朝鮮改革」計画—」・「日本政治裁判史録」明治・後・昭和四十四年・九二頁以下がある。

(2) 事件後、二十五年を経た明治四十五年に至り、大井憲太郎は「朝鮮事件なんて今更聞かれては困りますなあ、今から白状すると朝鮮其者は吾々の目的では無かつたのです。つまり朝鮮との事端を滋くして我政府を困しめてやるといふ一つの手段に外なかつたのです」と語っている(人の今昔・其三・大井憲太郎・明治四十五年六月三日・時事新報)。

(3) 児島は、明治十六年十月二十九日、長崎控訴裁判所長から転じて、大阪控訴裁判所長に就任、十九年五月四日、あらたに裁判所官制(勅令第四〇号)制定せられ、控訴裁判所が控訴院に改組せらるるや、同月十日附で引きつぎ大阪控訴院長(勅任二等)に就任した(「司法沿革誌」・昭和十四年・九九頁以下、児島惟謙官歴・安斎保「大津事件に就て」・思想研究資料特輯第六五号・昭和十四年司法省刑事局刊・八四三頁)。

(4) 沼波瓊音「護法の神児島惟謙」・大正十五年・二四八頁—二五〇頁。  
(5) 沼波・前掲書・二五四頁。

(6) 原田光三郎「児島惟謙伝」・昭和十四年・五四頁—五六頁。

- (7) 原田光三郎「護法の巨人兒島惟謙と其時代」・昭和十五年・一四〇頁―一四二頁。
- (8) 原田光三郎「兒島惟謙伝」(全訂決定版)・昭和三十六年・四五頁―四六頁。
- (9) 細川龜市「原田光三郎氏著「護法の巨人兒島惟謙と其時代」と(書評)・法政大学新聞・昭和十五年十月五日。
- (10) 安斎・前掲書・八七一頁、八七八頁。
- (11) 住谷悦治解題・前掲妾の半生涯(改造文庫本)・二〇五頁。
- (12) 田畑忍「明治的裁判官の法思想―兒島惟謙の場合―」・同志社法学第七六号・昭和三十八年・二頁。
- (13) 田畑忍「兒島惟謙」(人物叢書一〇七)・昭和三十八年・五〇頁。
- (14) 田中時彦「大津事件」・前掲政治裁判史録・一六五頁。
- (15) 絲屋寿雄解題・前掲妾の半生涯(岩波文庫本)・一一〇頁。
- (16) 緒方真澄「兒島惟謙の法思想と司法権の独立―大津事件を中心として―」・香川大学経済論叢第四三卷五号・昭和四五年・五頁。

## 二 爆発物取締罰則と大阪事件

大阪事件発覚の端緒は、大阪警察本署の内偵の結果であるというが、明治十八年十一月二十三日から検挙が開始され、大阪、長崎その他各地で逮捕された者および自首した者、すべて大阪に集められた。<sup>(2)</sup>そして翌十九年二月まで警察の取調が行われ、その後、検事の取調を経て大阪軽罪裁判所の予審が開始され、同年十二月二十七日に至り、漸く予審が終結した。<sup>(3)</sup>関係者が多かつたこととて、予審は数名の判事が分担したと思われるが、判事田丸税稔、<sup>(4)</sup>判事補浜田徳太郎<sup>(5)</sup>以外の氏名は確認できない。

予審の結果、免訴者(十五名)、軍法会議へ移送の者(二名)、軽罪裁判所の公判に附せられる者(寺島正節ら四名)、常事犯(強盗犯として大阪重罪裁判所の公判に附せられる者(館野芳之助ら七名)、国事犯(外患罪)および常事犯(強盗罪その他)事件として大阪臨時重罪裁判所の公判に附せられる者(大井憲太郎ら五十八名)に分類され、常事犯だけの重罪裁判も、臨時重罪裁判所で併合審理されたのである。

元來、国事犯(外患罪)は、高等法院の所管であるが(治罪法第八三条以下)、明治十六年十二月二十八日・太政官布告第四九号により普通裁判所においても裁判をなしうる措置が採られていたから、大阪事件の場合、この布告にもとづく司法大臣の訓令により大阪で臨時重罪裁判所を開き審理されたのである。<sup>(7)</sup>

大井らの陰謀の中には、爆弾を朝鮮において使用するため、その器具および材料の準備をしたという事実があつたので、予審において、爆発物取締罰則違反と認定されたのである。爆発物取締罰則は、明治十七年十二月二十七日・太政官布告第三二号により制定、施行された刑事特別法で、これは、同年九月の加波山事件で爆弾が使用されたため、政府が急ぎ制定した法令である。<sup>(8)</sup> 大阪事件との関連条文は、次の通りである。

第一条 治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスルノ目的ヲ以テ爆発物ヲ使用シタル者及人ヲシテ使用セシメタル者ハ死刑ニ処ス

第三条 第一条ノ目的ヲ以テ爆発物若クハ其使用ニ供スヘキ器具ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ為シタル者ハ重懲役ニ処ス

第五条 第一条ニ記載シタル犯罪者ノ為メ情ヲ知テ爆発物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入販売譲与寄蔵シ及ヒ其約束ヲ為シタル者ハ重懲役ニ処ス

第十条 本則ニ記載シタル重罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第八十条第八十一条(未成年者ニ対する宥恕規定)ノ例ヲ用ヒス 但十六歳未満ニシテ是非ノ弁別ナキ者ハ刑法ニ従フ

第十二条 本則ニ記載シタル犯罪刑法ニ照シ仍ホ重キ者ハ重キニ従テ処断ス

明治二十年四月十四日、大阪控訴院検事長犬塚盛巍より重罪裁判所長井上操宛に提出された公訴状によると、主たる罪名は刑法第一三三条の外患罪であるが、数罪俱発の一つとして爆発物取締罰則違反に問われた者は、大井憲太郎ら二十四名で、同罰則第三条もしくは第五条違反とされている。また、公訴状によると、爆弾器具の製造の中心人物は田代季吉で、彼は「磯山清兵衛ノ指図ニ因リ明治十八年七月三十一日福島県民小田秀吉ト詐称シ警視庁へ出頭ノ上鍛冶場検証即チ鍛冶職鑑札ヲ申付ケ公然工場ヲ開キ爆発物ノ器具鉄片ガラス罐鉄罐ブリキ罐二百余箇ヲ製造、これに協力したのが霜島幸次郎と田崎

定四郎であつたという。また、安東久次郎<sup>(10)</sup>は「爆発物ノ薬物即チ塩酸加里二十五磅金硫黄十磅其器具ニ用フル所ノ鉄葉罐百箇」を小林、新井に売却したとされている。

大阪臨時重罪裁判所の公判は、二十年五月二十五日から開始されたが、その途中で、一部弁護人あるいは被告から、爆発物取締罰則は「不備なる者なれば、外国に在ての犯罪をも此内にて罰し得る等のことは、万之れなし<sup>(11)</sup>」、「爆発物は内地の治安を持したる者なれば」外国における場合は「其制裁を受くる者に非ず<sup>(12)</sup>」、「同則第一条第四条等は、内国に於て陰謀、暴動したる時のことに国外に及ぼすべき者にあらざるなり<sup>(13)</sup>」、「爆発物罰則の如きは、匆卒の際之を起し立法者も、之を製するの目的にて、薬品を所持することの如きは其意及はざりし者なり<sup>(14)</sup>」などの見解が述べられたが、そうした意見が、裁判官の心証にかなりの影響をあたえたことは、裁判の結果から容易に推察できる。

公判は前後九十六回に亘つて開かれ、九月二十日に対審を終了、同月二十四日、判決の言渡が行われた。

判決によると、無罪放免者は小久保喜七他十九名、大井以下三十七名は外患罪あるいは強盗罪、制縛罪其他で有罪とされ、主刑として軽禁獄六年以下重禁錮二年までの刑が言渡された<sup>(15)</sup>。同年九月二十八日・大阪日報は、この言渡のとき、大部分の被告が、「意外ノ寛典」におどろいた状況を「恰も死者の蘇生せるが如く、中には手の舞ひ足の踏むを覚えずして歓喜の涙を催せし者もあり云々」と報じている。

爆発物取締罰則違反の件についてみると、大井、小林ら十一名は、証拠不十分で無罪、磯山ら十三名については「開戦ノ際使用スルノ目的ニ出タルヲ以テ該罰則ヲ適用スルノ限りニ在ラサルニヨリ無罪」とされた。すなわち、爆発物取締罰則は、外国における爆弾の使用には適用されないという見解が示されたわけである。同罰則の目的が、日本国内の治安維持にありとするならば、もつとも妥当な法律解釈であり、その後二十余年を経た大正四年二月二日、当時の大審院も「爆発物取締罰則ハ帝国ノ安寧秩序ヲ維持シ帝国臣民及ヒ帝国ニ在ル外国人ノ身体財産ヲ保護セントスルヲ以テ立法ノ旨趣ト為ス」と判示



し、中華民国の革命に使用するため爆弾を準備した事件に、同罰則を適用した東京控訴院の判決を破毀して<sup>(16)</sup>いる。しかし、大阪軽罪裁判所へ送られた大阪事件関係者の中には、同罰則違反の判決をうけた者もあり、大阪重罪裁判所の見解が、かならずしも一般的でなかつたことを物語つて<sup>(17)</sup>いる。

大阪重罪裁判所の第一審判決と、爆発物取締罰則との関連は、以上に述べた通りである。前掲沼波説が述べているごとく、伊藤内閣が同罰則の改正法を作り、それを適用しようとした事実は存在せず、したがつて「法律不遡及の原則云々」の事件は、全くありうべからざることであつた。検事の公訴状では爆発物取締罰則違反と認定したが、裁判所は、同罰則は外国における爆弾使用にはそれを適用せずという見解を採つた<sup>(18)</sup>という<sup>(19)</sup>のが、真相である。沼波説では「其以前の爆発物取締罰則……によりて所罰せらるる事となり云々」(本誌一〇頁)とあるが、当時、同罰則に新旧二法は存在せず、明治十七年法が唯一のものであり、大阪重罪裁判所の判決に関する限り、同罰則は適用されてい<sup>(20)</sup>ないのである。

当時、政府部内で同罰則を外国における爆弾使用に拡大する方向の改正意見があり、児島ら大阪控訴院側の意見としては、そうした改正を行つても、法律不遡及の原則により大阪事件には適用できないという見解を示したという隠れたる事実があつたのかも知れないが、仮にそうであつたにもせよ、現実にはそのような改正立法はなかつたのであるから、やはり沼波説は間違つて<sup>(21)</sup>いる。要するに沼波説は、大阪事件の裁判に際し、政府当局が嚴罰に処することを期待したと<sup>(22)</sup>する点においては、おそらく事実を述べたものと思<sup>(23)</sup>われるが、その裁判をめぐる法律的説明の部分は、誤解にもとづく全く虚妄の説であつたといつていい。

なお、大阪事件に対する第一審判決は、被告に対し一般的にはかなり有利なものであつたと思<sup>(24)</sup>われるが、一部被告はなおそれを不服として上告した。大井憲太郎、小林樟雄、新井章吾、館野芳之介の四名である。検察官側も、爆発物取締罰則の適用などを主張して附帯上告を行つた。明治二十一年四月十日、大審院は第一審判決を破毀し、名古屋重罪裁判所へ事件を

移送した。

同年七月十四日、名古屋重罪裁判所は判決を下し、大井には重懲役九年(爆発物取締罰則第三条の罪、外患予備罪、贓物罪、犯人隠避罪による)、小井にも重懲役九年(爆発物取締罰則第三条の罪と外患予備罪の数罪併発で、一つの重き前者による)、館野には軽禁錮一年半監視六月(外患予備罪を酌量減刑)を言渡した。大阪重罪裁判所の判決では、大井が軽禁獄六年(外患予備罪、贓物罪、犯人隠避罪による)、小井が軽禁獄六年(外患予備罪)、新井が軽禁錮五年監視二年(外患予備罪を酌量減刑)、館野が軽禁錮一年半監視六月(外患予備罪の酌量減刑)であつたから、館野以外は却つて非常に刑が重くなつたのである。判決は、爆発物取締罰則を適用した理由をとくに説明せず、大井らの爆発物材料の準備に、それを適用することは当然のこととして<sup>(22)</sup>いる。また、この公判の途中で、大審院の破毀移送は、全部破毀かそれとも被告の上告した部分のみの破毀かで、論争を生じ、大井と小井は元來受理すべからざる公訴を受理したと主張したので、名古屋重罪裁判所は、その問題を別に取扱い、前件と同じ日に判決を下し、全部破毀であるから、予審決定言渡によつた公訴状を受理するは当然であると言渡を行つた。

大井、小井はこの二件の判決に承服せず上告、新井もまた上告した。しかし同年十二月二十八日、大審院はこれらの上告をすべて棄却した。大井ら三名はなおこれに承服せず、大審院へ哀訴(治罪法第四三六条以下)したが、翌二十二年一月三十一日、大審院はそれも棄却した。

かくして大井らの刑は確定したが、その直後、同年二月十一日、憲法発布の大赦で、すべて出獄したのである。

(1) 稲田稷「明治中世期の大阪警察と三大事件」下・上方第二六号(昭和八年)・一八六頁以下。稲田氏は検挙の指揮を取つた警部である。

(2) 同志の一部の逮捕地が長崎であつたため、長崎では、県庁並に裁判所共に、事件の管轄を主張、大井らを逮捕した大阪府側と対立、内務、司法両大臣の裁定の結果、逮捕者はすべて大阪に集められたとのことである(稲田・前掲論文・一八八頁)。

(3) 予審は、重罪、軽罪を問わず、すべて軽罪裁判所の所管である(治罪法第五四条)。すでに本文中述べたごとく、沼波氏が「大阪軽罪裁判所で取調を

受け、軽罪裁判所検事は所規適用を以て之を論じたが、裁判所は之れ無罪にして本裁判所の取扱ふ限にあらざると大阪重罪裁判所に移管した(本誌一〇頁、一一頁参照)といわれるのは、軽罪裁判所の予審の結果、事件を重罪裁判所へ移すの言渡があつたことの説明と思われるが、沼波氏は予審が軽罪裁判所で行われたことと、公判が重罪裁判所で行われたことを結びつけるため、一応軽罪裁判所で公判が行われ「本裁判所の取扱ふ限にあらざ」「無罪」の宣告があり、それから重罪裁判所へ移されたものと——「無罪」の宣告をしてから「移管」するということのも、法律的には不合理であるが——誤つて判断されたものと思われる。

(4) 前掲大阪弁護士史稿・一一七六頁。田丸判事は、予審終了後、過労のため、病氣療養したとのことである(荒木桜州「田丸判事の精勵」・法律新聞第一八一四号・大正十年・一〇頁)。

(5) 明治十九年四月十九日・村野常右エ門予審調書による(色川・前掲村野伝・八三頁)。

(6) 拙稿「福島事件と高等法院」・本誌第三二卷一七頁以下参照。

(7) 明治二十年五月二十五日公判の冒頭で、井上裁判長が、その旨を述べている(大阪國事犯公判傍聴筆記・明治二十年・一〇頁)。

(8) 大阪事件弁護士の談片・石川、玉水・前掲自由党大阪事件・巻頭無頁。明治十九年六月十一日・東京日日新聞の社説「爆発物取締」も、爆発物取締罰則の制定が、加波山事件に起因するものとしている。

(9) 公訴状は、明治二十年五月二十七日・時事新報所載のものによる。

(10) 事件後二十余年を経て、内務省衛生局事務官となつていた安東は「当時一味の連中で、肝腎の爆裂弾を製造する方法を知つて居る者がなかつたといふので、夫を僕に遺らせる事になつた」と語つている(人と今昔・其二十、安東久次郎・明治四十五年六月二十日・時事新報)。なお、公判途中の明治二十年七月十一日、同士の所持した材料を調査して爆破試験が大阪砲兵工廠で行われ、爆破力が確認されたという(明治二十年七月十五日・時事新報)。しかし、後に堀田検事は「今から考へても可笑のは其時押収した爆裂弾といふのが、鳩麦館の罐へ入れてあつたのを試験しましたが、少しも爆発しなかつたのです、彼では連も人は殺されなかつたでせう(人と今昔・其六、堀田正忠・明治四十五年六月六日・時事新報)と語つているから、爆破力はきわめて微力であつたのかも知れない。

(11) 明治二十年九月二十日・公判廷の弁護士竹中鶴次郎陳述(公判傍聴筆記・明治二十年九月二十七日・時事新報)。

(12) 明治二十年九月十七日・公判廷の弁護士菊地侃二陳述(同前・明治二十年九月二十六日・時事新報)。

(13) 明治二十年九月九日・公判廷の新井被告陳述(同前・明治二十年九月九日・時事新報)。

(14) 明治二十年九月十六日・公判廷の弁護士沢川忠二郎陳述(同前・明治二十年九月二十六日・時事新報)。

(15) 判決文は、前掲大阪弁護士史稿・一二七頁以下所載のものによる。

(16) 「大審院刑事判決録」第二輯・六三頁。この判例は、同僚中谷理子氏からの御教示による。その学恩を謝す。

(17) 例えは、金山亀象は爆発物取締罰則第八條違反(爆発物を所持する犯人のことを官に知らせなかつた罪)で重懲罰六月を宣告された(明治二十年二月二十三日・大阪軽罪裁判所判決)(明治二十年二月二十四日・大阪日報)。また、仲谷謙三も同様である(同年二月二十六日・大阪軽罪裁判所判決)(同

年二月二十七日・大阪日報)。しかし、この二名はいずれも控訴し、同年五月六日、大阪控訴院で証拠不十分による無罪の宣告をうけた(同年五月七日・大阪朝日新聞)。そのほか、爆発物取締罰則違反容疑で、大阪軽罪裁判所へ送られた寺島正節と軍法会議へ廻された前田鈴吉については、私はまだその確定判決を確めえない。後考にまちなう。

(18) 爆発物取締罰則は、政府が制定を急いだため、予め元老院の議決を経ず、公布施行後、元老院へ検視議案として提出され、十八年一月二十八日、同院はそれを可決している(元老院會議筆記・明治十八年一月二十八日・一七頁以下)。検視の場合は、政府委員による立法趣旨の説明もない。したがって、同法に対する政府の公式見解は、それを知ることができない。

(19) 大阪事件の裁判を考察された大島美津子氏は「爆発物取締罰則違反の件は適用範囲外にて無罪」(前掲政治裁判史録・一〇六頁)とのみ述べておられるにすぎず、詳しい考証をされていないが、同罰則適用の問題は、この裁判の焦点であつただけに、何としても説明不足といふべきであらう。

(20) 爆発物取締罰則は、その後、明治四十一年法律第二九号、大正七年法律第三四号でそれぞれ改正され、現在に至つてゐる。

(21) 大阪重罪裁判所の判決に対する上告以後の裁判においても、法律上、種々の問題をふくんでいるが、その詳しい考察は別の機会にゆずり、ここではただ裁判の経過のみを記しておく。

(22) 名古屋重罪裁判所の判決文は、平野・前掲大井伝・一九七頁以下参照。

### 三 大阪重罪裁判所判決と児島惟謙

前節で述べたごとく、大阪重罪裁判所の大坂事件に対する判決は、大部分の被告が意外とするほどの比較的軽い量刑を言渡したのであるが、当時の控訴院長児島は、この判決の決定にどんな行動を採つたのか。大津事件の場合とは異なり、児島自身が書き残した文書がみあたらないので、詳しいことは残念ながらわからない。わずかに関係裁判官、一部被告の談話類によつて、事実の一端を推測しうるのみである。

陪席判事の一人であつた矢野茂が、事件後四十余年を経た昭和七年に往年を追想して述べた回顧談が、二つ残つている。その一つは、玉水常治氏の「自由か死か」に掲載されているもので、次の通りである。<sup>(1)</sup>

明治十九年九月の二十日に公判はやつと済んだが、此の時は東京から大臣方も傍聴に来て居たほどで、政府の方針では飽くまで弾圧振りを發揮し、無理非道の限りを尽し事実の何たるを問はず政府の内命で常に、自由党の行動を憎むこと、甚だしく、何んでも「爆烈弾取

締罰則」を以て嚴罰に処すると云ふ風であつて、「罪を重くしろ、重くしろ」と云ふ風に各判官は睡きこんで居たのである。どうも此の度の裁判に対しては罪を軽くすると、干渉されさうになるので、寢具を裁判所の応接室に持ち込み籠城の覚悟を極め昼夜兼行で判決書を作成するに裁判官の苦勞は一方ならぬものであつた。

則ち政府の烈しき干渉を避け司法権の嚴正なる独立を維持するために、一切の面会を斥け密に判決書を作成して居たが、何しろ大事件のことで書類も山ほど積み重ねてあるものを一つ一つ繰り返すばかりでも容易ではない。

之を調べるにも二日や三日で出来る筈がない。政府の無体の干渉を受けぬ中にと云ふので外患罪を中心として取り急ぎ僅に四日間の宣告日に合せなければならぬので、眠る間も飯食ふ隙もなかつた位であつた。そう云ふ風であつたから書類の不完全の処もあつたが、二十四日の午前中に漸く出来て其日の正午から公判を開廷して判決文の朗読を始め午後六時に判決を被告に言渡し切つたのであつた。何しろ干渉されぬ中にと思ふて、大急ぎで済ましてしまつたのである。

他の一つの談話は、石川諒一、玉水常治共編「自由党大阪事件」に掲載されているもので、次の通りである。<sup>(2)</sup>

自由党に対する当時の政府の弾圧振りは峻厳酷烈全く無理非道の限りを尽したのであつて自由黨員の犯した行為に対しては事實の何んたるを問はず、政府の内命で嚴罰に処するといふ風であつた。それで大阪事件の公判の審理も明治廿年九月廿日を以て結了するに至つたが其判決書を作成するに當つての裁判官の苦勞は一方ならぬものがあつた。即ち政府の烈しき干渉を避け司法権の嚴正なる独立を維持するため一切の面会を斥け、密かに裁判所の応接室に寢具を持ち込んで籠城の覚悟を極め、昼夜詰切りで碌々寝る暇もなく大急ぎで作成した始末であつた。何にしろ彼れだけの大事件の判決が二日や三日で出来る筈はないのであるが唯々政府から無体な干渉を受けぬ内にと云ふので外患罪を中心として取急ぎ廿四日の宣告日に間に合せたのである。従て不備の点もあつたかも知れぬが出来る限り寛大の処置を執つたのである。又控訴院長の承認を経るに就ての不安と苦心があつたが幸ひ反対を受けず所信通りに解決する事が出来たのである。

この二つの談話は、政府の干渉を防ぐため対審終結後、裁判官が泊り込んで判決文の作成を急いだ事情を述べているが、とくに後者の談話の中に「控訴院長の承認を経るに就ての不安と苦心があつたが幸ひ反対を受けず云々」とあるのは注意を要する。

この談話が事実とすれば、大阪事件第一審判決の内容は、関係裁判官の合議で決定され、児島院長がそれに承認を与える

ことによつて確定、言渡されたものとみていい。当時、各裁判所の判決は、民事、刑事を問わず、必ず所長の決裁をえて言渡されたようであるから、<sup>(3)(4)</sup>大阪控訴院の場合も、院長の許可をうけたものと思われる。とくに、前掲談話によると、この許可について、関係裁判官は多少の危惧をもつていたようであるが、とすると判決の内容について、あらかじめ院長の指示をうけていなかったことになる。

ただ、前掲談話にあるごとく、急いで判決文を作成することには、児島院長も積極的に協力していたものと思われる。というのは、判決前夜のごときは、夜半に至るまで、院長も在庁したことが、当時の新聞に見えているからである。すなわち、二十年九月二十五日・大阪日報は、次のように報じている。

彼の国事犯被告事件も……昨廿四日を以て愈<sup>よ</sup>裁判を言渡されたり。……裁判所にもこの事に就ては、余程注意を加へしものゝ如く、児島控訴院長も一昨日の大祭日なりしに拘わらず終日在院して事務を執り、漸やく昨朝二時頃に至りて一寸一旦帰宅せしのみ。裁判長井上評定官、陪席の矢野、臣の両評定官、掛り書記官等は何も一昨朝来、徹夜して事務を執り、院の内外には正服の巡査、公判廷の内外には和服の特務巡査等数十名が徘徊して非常を警め居たる由（下略）。

要するに、対審終了後、関係裁判官は昼夜兼行で判決文を起草、児島院長と一体となつて、政府からならんらかの指示が到達する以前に急ぎ判決の言渡を行ったものと推測される。ただ、判決の内容については、前にも述べたごとく児島院長が積極的に指示したわけではなく、裁判官の意向に同調したようにも思われるが、残念ながら詳しいことはわからない。しかし、裁判官の見解と児島院長のそれが完全に一致していたことは確実とみていい。それなればこそ、判決の言渡を急ぎ行うことに、児島院長も積極的に協力したのであろう。

前述の矢野談話にあるごとく、政府は大井一派に対して重刑を科する意向であつたことは、十分考えられるところであるが、具体的にどんな方法で、どんな指示をあたえたのか、あるいはあたえようとしたのか、その辺の正確な事情はわからない。

いが、判決言渡直前、政府が児島院長に上京を命じたという説がある。森銚三氏編「明治人物逸話辞典」に引用されている小沢勝次郎「明治紳士譚」の次の一節がそれである。<sup>(5)</sup>

児島惟謙は剛直で、諛うことをしない。その意気は天を摩する概があつた。かつて大阪控訴院院長だつた時、たまたま大井憲太郎等の渡韓の獄が起つて惟謙がその尋問に當つた。当時政府の意は、憲太郎に擬するに死刑をもつてしようとした。惟謙は仄かにそれを聞いて非なりとした。その内に電話が政府よりいたつて、惟謙に至急上京せよとの事だつた。惟謙思うよう、「これは政府が訓令を下そうというのではあるまいか。法官は天下の公を司るものだ。政府の訓令によつて、法律を曲ぐべきではない」と、即座判決を下して、その翌朝上京した。世は皆惟謙の剛直を称した。

この談話にはいくつかの誤りがある。すなわち、児島自身が裁判に當つたわけではなく、判決言渡の翌日彼が上京した事実もないし、<sup>(6)</sup>また、東京、大阪間に当時まだ電話は開通していない。<sup>(7)</sup>それはともかく、「電話」は電報の誤りとして、判決言渡に先立ち、政府が児島を招致しようとしたことが事実とすれば、それは、児島並に裁判官がかねて予期したと思われるごとく、判決内容に対し、政府がなんらかの意向を示す企図であつたことは、ほとんど間違ひなからう。とすれば、急ぎ判決の言渡を行つたことは、結果的には、政府の介入を排する寔に適切な措置であつたといつていい。

第一審判決をめぐるこのような経緯は、関係被告の間にも、知られていたようであり、一部被告は、後ににそうした事情を書きのこしている。例えば、山本憲は、その自歴である「憲手録」に、次のごとく述べている。<sup>(8)</sup>

獄成。予ハ外患罪ヲ以テ輕禁錮一年監視十月ニ処セラレル。

時ニ控訴院長ハ児島維謙ナリ。蓋シ児島井上並ニ皆外患罪ヲ以テ処断セントスルノ意アリ。適マ政府ヨリ爆発物取締罰則違反ヲ以テ罪ヲ課シ。敵酷処断ヲ命セントスルノ状アルヲ聞ク。而シテ輿論皆志士ニ与シ。或ハ飛書アリ。寛大ノ処断ヲ冀望セリ。二十三日夜。判事會議シ。政府ノ命令ニ先チテ判決書ヲ作ル。遂徹晚未成。二十四日朝。諸人皆至控訴院。出廷ノ令ヲ待ツ。時ヲ移シテ召喚セズ。判決書未輒成ニ由リシト云フ。既而開廷。裁判長宣告ニ臨ミ。草稿ヲ手ニシ。数紙ヲ補綴シ。彼此前後顧眄シテ読ム。是時裁判長口明ニ子ノ監視六月ヲ宣告シ。判決書謄本ヲ閱スルニ及デ十月ト為シタリ。草稿謄本孰カ誤アリ。其遽卒如此。蓋シ判事皆政府卜情ヲ同シクセス。因

テ務テ輕典ニ從ヒテ処断セント欲シ。政府ノ命令未ダ至ラザルニ先ズ。故ニ遽卒如此ヲ致スト云フ

この手記は、裁判官がまだ十分整頓できていない判決文を法廷で整理しながら読みあげた状況を如実に物語っており、とくに山本に対する監視の刑期を誤つた言渡は、いかに裁判官が判決を急いだかの有力な傍証といえるであろう。また、小久保喜七も、昭和三年、その裁判を回顧して、次のように述べている。<sup>(9)</sup>

吾々同志が計画して、社会の大問題となつた、彼の大阪事件の際の裁判官が、如何に偉大な人格者で、その裁判の結果が後世にどれ程か、模範たらしめたであらう。……事実の訊問から弁護士の弁論も終り、將に久しからずして申渡しのある頃、誰言ふとなく誰聞くとなく、氏家の事件は（氏家直国他六名の同志が軍資金かせぎのため大和国志貴山の寺に押入つた事件——手塚註）強盜未遂ではなく、家宅侵入で裁判すると云ふ裁判官の決心だと云ふことが伝はつた。自分等は少くとも強盜未遂で、十年や十五年は投獄されるものと思ひ、またこの事件の弁護士の総大将たる星亨ですら、家宅侵入と云つてゐない、夫れで皆なそれは嘘だらう。裁判の時は必ず強盜未遂でやられるに決つてゐる、まあその時まで待たうと、誰れ一人本當にする者はなかつた。ところがいよく裁判になつて見ると、果せるかな強盜未遂とせず、家宅侵入罪として二ヶ年の懲役で済んだ、<sup>(10)</sup>實際は強盜未遂であるを、何故家宅侵入罪としたかと云ふに、裁判官は二百円では足りぬ、二千円出せと云つて逃げたのは二千円でなければいけぬ、二百円ならいらぬと放棄したからであると、実は裁判官が吾々のため、情を以て任意の中止と云ふことに判決を下して呉れたものである、即ち旧刑法には、以外の障害若しくは舛錯に依り中止したものは未遂犯とす、との条文があつたので、本人の任意の中止だと認めて呉れたため、十四五年の懲役を申渡してよいと観念せしものを二年にして呉れた訳である。……当時の裁判官は弁護士が気が付かぬことをして、犯人の罪を軽くしようとする美しい人情味があり、また当時中央政府からは大井の一派は重刑に処せよと、非常な干渉をした。しかしそれをしなかつたのは、大隈の第一の子分で大阪控訴院長児島惟憲、裁判長井上操、陪審裁判官矢野茂、臣佐武等の力が預つて大なるもので、今日に至るも猶ほその偉大な思想と、人情味に感激してゐる次第である。

さらに、沼波氏は前掲児島伝の中で、「大井、景山等は恩を忘れず、屢惟謙を訪問したことは、現に富雄氏（児島の令息——手塚註）の語る所である」<sup>(11)</sup>と記されているが、彼等もまた山本、小久保らと同じ感想をもつていたものと思われる。

以上は、児島院長が、大阪事件の第一審判決に際し、どのような行動を採つたかを、一応考察したものであるが、何分に



も事実の核心を示す原資料が得られず、一部関係者の談話あるいは手記による推測にすぎないのは、寔に残念である。

(1) 玉水・前掲自由か死か・三四〇頁以下。なおこの談話は「昭和七年、鶴見、総持寺に自由党大阪事件関係者のために建碑式を行った後の懐旧座談会における談話、『自由党大阪事件』(昭和七年刊)所収より」と註記されている(前掲書・三四二頁)。ところが、「自由党大阪事件」(この著書の出版は昭和七年ではなく、翌八年である)所載の矢野談話とは、かなり文章に相違があるのは、どうしたわけか、私は理解に苦しむ(本文所載二つの談話を対照のこと)。前掲座談会の筆記が二通りあつたのかも知れない。因みに、玉水氏の前掲著書所載の矢野談話は、平野・前掲大井伝にも再録されている(二七四頁―一七五頁)。

(2) 石川・玉水・前掲自由党大阪事件・巻頭無頁。

(3) 明治十九年十二月、司法界に入った柳沢重國氏は「民事の裁判も刑事の裁判も、構成法が実施されるまでは、判決書に所長の認印を受くるに非ざれば、これを言渡すことができなかつた。監督権の行使としては、少しく過ぎたもの様であつたが、此頃は斯うでも為なければ、統制を保つことが出来ず、或は又威信を維持することの出来ぬ様な事もあつたかも知れぬので、何人もこれを怪しむものは無かつた」と述べている(温古知新(二)・法費会雑誌第一二巻五号・昭和九年・一〇二頁)。また、柳沢氏と相前後して司法界に入った滝川長教氏および磯谷幸次郎氏も、ほぼ同じ事実を述べている(滝川談・「明治初期の裁判を語る」・日本法理叢書・別冊四・昭和十七年・一八頁、磯谷「五十年前の司法部を回顧して」・法費会雑誌第一七巻一一号・九七頁)。

(4) 裁判所官制(明治十九年五月四日・勅令第四〇号)によると、「控訴院ノ審理判決」は「裁判官三人」(第四〇条)「合議列席」して行い、その「会議及議決」ハ之ヲ公行セス其状況及結果ハ一切之ヲ漏洩スルコトヲ許サス」(第四二条)、「裁判ハ過半数の議決ニ依リ之ヲ行フ」(第四五条)ものとされている。そして控訴院長は「其院及所轄裁判所ヲ監督」(第四二条)するのみであつた。したがつて、制度上は、判決に対する院長の決裁はありえないが、従来の情勢でそれが行われていたものと思われる。

(5) 森統三「明治人物逸話」上巻・昭和四十年・三六二頁。私は、小沢勝次郎「明治紳士譚」をみる機会をえない。またその著者についても全く知るところがない。

なお、小泉輝三朗氏は「政府は外患罪となると、外交上のトラブルが起りやすいので、ひそかに使いをもつて、爆発物取締罰則の最重刑で処断させようとした。しかし大阪控訴院長の児島惟謙は、使いの来着する前日(二十年九月二十四日)に外患罪でいい渡しをしてしまったということである」(前掲犯科帳・一〇九頁)と述べておられるが、私はこの「使い」の一件を確めえない。

(6) 明治二十年九月二十七日・大阪日報は「大阪控訴院長の児島惟謙氏は、本月下旬か遅くも来月一日比までに同院の斎藤書記を随へて上京する筈なり」とした。しかし大阪控訴院長の児島惟謙は、使いの来着する前日(二十年九月二十四日)に外患罪でいい渡しをしてしまったということである」(前掲のここと)と伝えていたが、結局、そのときは上京せず、翌十月六日に大阪を出発して上京(明治二十年十月七日・時事新報)、十九日に離京した(同月十九日・時事新報)。この上京は全国控訴院長、検事長の会合のためであつた(同月十日・時事新報)。とすると、大阪事件報告のためだけの上京はなかつたものといえる。児島が政府の招致を拒否したのか、それとも判決が早急に行われたので政府も招致を断念したのか、その辺の事情はわからない。

- (7) 東京、大阪間電話の開通は、明治三十二年である（『明治文化史・生活編』昭和三十年・四六五頁）。
- (8) 『梅崖先生年譜』昭和六年・二十四枚表裏。
- (9) 小久保喜七「裁判官の今昔―城南回顧録（一）―」我観第五一号・昭和三年・二六三頁―二六四頁。
- (10) この志貴山の一件は、公訴状によると強盗未遂であつたが、判決は、刑法第三三三條の「擅ニ人ヲ監禁制縛シテ殴打拷責……其ノ他苛刻ノ所為ヲ施シタ」という制縛罪で重禁錮二年を言渡している。その点小久保氏の記憶違いであるが、集団兇器強盗未遂の場合は、軽懲役（六年―八年）または重懲役（九年―十一年）であるから、判決がそれを非常に軽く取扱つたことは事実である。
- (11) 沼波・前掲児島惟謙・二五五頁。

#### 四　む　す　び

大津事件において児島惟謙の採つた態度は、従来、司法権に対する政府権力の介入を阻止した「護法の神」としてこれを賞讃する見解が一般的であるが、なお、それに疑問をなげかける別の意見がないわけではない。というのは、その裁判に際し、大審院長の児島が、担当各裁判官を説得し、自己の法律解釈による判決を要請したこと、及び大審院の判決が、本来の管轄権を逸脱し、特別権限事項外――普通謀殺未遂罪は大審院の特別権限外の事件であるから、普通裁判所へ移送すべきではなかつたかという点である――の判決を行つたことなどに、重大な問題がひそんでいるからである。「司法権の独立」が単に行政権からの独立のみならず、司法官各自の独立をもその内容とするからには、児島が担当裁判官を説得した事実に対し、はげしい批判が寄せられるのは当然であり、また、当時の裁判が三審制を採り、被告の立場と裁判の公正を擁護している以上、大審院が「大は小を兼ねる」の論議から、普通の事件の裁判を自から行つたことは、かならずしも正当とのみはいい切れない。<sup>(2)</sup>

しかし、それにもかかわらず、児島の行動は、これを相当たかく評価すべきものと、私は考える。というのは、大津事件の発生した明治二十四年の時点を考えてみると、明治憲法並に裁判所構成法施行後わずかに二年、当時の政府行政権力は名

実共に、今日とは比較を絶する強大なものであり、その前には司法部の存在は寔に微々たるものであつた。そうした時代的制約を前提として考察すれば、強大な政府権力に相對し、その介入を排除した彼の勇氣と英断はこれをみとめるに吝かであつてはならないであらう。たとえ彼の採つた措置の中に、今日からみて批判すべきいくつかの問題点があるにしても、そしてまた、眞の司法権独立の意味を彼がどの程度まで理解していたかは一応別として、とにかくにも、まず司法権に対する政府権力の干渉をはねのけた彼の行動は、やはり賞讃すべきものといつていい。

だからといつて私は、大津事件によつて、わが国の「司法権の独立」が完全に実現したといつていいのではない。ただ、従来、行政権へ從属していたとみられる司法権が、明治憲法と裁判所構成法の施行によつて制度的にはかなり前進し、一応「独立」への裏付けをうけたが、この大津事件によつて実質的にも漸く「独立」への第一歩をふみだしたのであり、その推進者こそ児島惟謙であつたと考えるだけである。

大津事件に先立つこと四年、大阪事件の裁判において、児島が關係裁判官と一体となり、政府権力の介入排除に尽瘁したことは、すでに述べた通りである。この場合、担当裁判官へ、児島自身がなんらかの働きかけを行つた形跡は全くみえない。否、担当裁判官の意向に、児島の方が同調したようにも思われる。とすると、大津事件の場合とは、かなり事情がちがい、むしろ大阪事件における児島の態度の方が、より完全な「司法権の独立」への寄与であつたかのごとくみられなくもない。しかし、それは結果論にすぎないと私は考える。なぜならば、爆発物取締罰則の適用の有無について、たまたま児島と担当裁判官の意見が一致したため、そうした結果を生じたにすぎず、もしも担当裁判官がその適用を主張し——それが政府に迎合する企図からであつたにせよ、又は自発的解釈からであつたにせよ——児島の所見と対立したとするならば、児島はおそらく担当裁判官に説得を試み、ちようど大津事件の場合と同じ狀況を現出したものと思われるからである。

前にも述べたごとく、大阪事件の裁判に、政府がどのような干渉を、どのような方法で行わんとしたのかは、具体的には

全くわからない。沼波氏の前掲著書によると、大阪事件について、児島は「此事件は大したものではない」と語つていたとあるから、あるいはそれほど強い干渉をうけなかつたのかも知れない。爆発物取締罰則適用の点についても、もしも政府が、それをつよく要望していたとすれば、大阪重罪裁判所の判決に対し、直に検事上告を行つた筈であるが、そのことはなく、被告の一部が上告した後ちに、検事が同罰則の適用を主張する附帯上告を行つたにすぎないことは、前に述べた通りである。極端な場合を考えると、政府は特別に干渉する企図はなく、児島並に担当裁判官が、政府の干渉があるものと推測して事を処したのかも知れない。仮にそうであつたにもせよ、政府がなんらかの介入を行うことは、過去の事例を通じて十分予想されるのであるから、彼等がそれを防ぐ適切な措置を採つたことは、決して軽視すべきではなからう。しかも、それが明治憲法並に裁判所構成法の施行以前の出来事であるだけに、彼等の行動は、益々貴重であつたといえるであらう。

要するに、大阪事件にあらわれた児島の勇氣と英断はすでにいち早く、大阪事件の裁判に際しても、その片鱗がみられるのであり、彼の採つた行動は、司法権独立への一礎石として、これをたかく評価すべきものと考えられる。

(1) この点を衝いた見解は、古くは荒木桜州「湖南事件の干渉」・法律新聞第二五七三号・大正十五年・二二頁、倉富勇三郎「裁判所構成法施行前後の回顧」・法曹会雑誌第一七卷二号・昭和十四年・二三頁などにみられるが、最近のものとしては、家永三郎「司法権独立の歴史的考察」・昭和四十六年版・六六頁以下、森長英三郎「大津事件」・法学セミナー・昭和四十六年十月号・一〇〇頁以下等参照。

(2) この点は、すでに事件直後の輿論の一部にみられる見解であるが(安斎・前掲大津事件・七九六頁以下参照)、最近のものとしては、家永・前掲書・七〇頁以下、森長・前掲論文・一〇二頁等参照。なお、当時東京控訴院長であつた松岡康毅は、大津事件裁判直後、二十四年五月三十一日の日記に「三好検事総長来り、係裁判官が管轄違の言渡を為さるる廉を、職務上の義務に違背せるものとして、懲戒裁判に訴追する事を議す。余は反覆其非を排撃す。総長同意して帰る」(松岡康毅先生伝・昭和九年・六七頁)と記しているが、この一件は、これまでほとんど知られていない事実であらう。

(3) 沼波・前掲児島惟謙・二五〇頁。

後記

大阪事件の裁判と児島との関係については、私はすでに拙稿「自由党大阪事件と児島惟謙(歴史と生活第五卷五号・昭和十七年・一二頁以下)および「日本名裁判官その一・児島惟謙」(法学セミナー・昭和三十四年一月号・四三頁以下)において、一応考察したことがあるが、本稿はさらにこの問題を詳論したものである。